

## 質問回答書

2021年11月11日

「キルギス国チュイ州世界遺産を活用した地域開発・観光促進プロジェクト」

(公示日:2021年10月27日/公示番号:21a00764)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.14 別紙: プロポーザル評価配点表	評価対象業務従事者(「観光人材育成戦略」、もしくは「観光商品開発」)のいずれかを「副業務主任」とする業務管理グループを構成した場合の「(1)②副業務主任者の経験・能力」、及び「(2)、(3)業務従事者の経験・能力」配点の考え方、についてご教示ください。	原則は業務主任者と副業務主任者は同じ分野を担当することが望ましいですが、特例として担当分野が異なることを認めております。その場合の配点の考え方につきましては「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P18 別添資料3 3.業務管理グループにかかるプロポーザルの評価方法(2)および(3)」をご参照ください。
2	P.13 (2)外国籍人材の活用	キルギス人の現地在住の専門家を P.32(2)業務従事者の構成案のいずれかの専門家(「⑧コミュニティ開発」、もしくは「⑨パイロット活動実施」等)として配置する場合、現地までの国内出張(ビシュケク⇒トクマク)に要する日当、宿泊費はどのように計上すればよいのでしょうか。また、「見積書」や「要員配置計画表」の人月の積算に当たっては、現地作業、国内作業のいずれに計上するのでしょうか。	現地に居住する業務従事者が地方出張する場合は、基準額に基づいた日当・宿泊費を計上することができます。日当(その他)の費目で計上してください。 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(QCBS版)P10 2 旅費(その他)〈補足説明〉をご参照ください。 また人月積算は現地作業として計上ください。

3	P.14 別紙：プロポーザル評価配点表	<p>評価対象業務従事者（「観光人材育成戦略」、もしくは「観光商品開発」）のいずれかを「副業務主任」とする業務管理グループを構成した場合、「様式 4-5 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）」のシートについては、専門分野（「観光人材育成戦略」、もしくは「観光商品開発」）の類似性だけでなく、「エ）業務主任者等としての経験」も兼ねた 3 件分のシートを添付する、との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、専門分野の類似性で 3 件分、「エ）業務主任者等としての経験」で 3 件分、合計 6 件分のシートを添付するのでしょうか。</p>	<p>複数の評価対象分野を兼務する場合は評価対象分野ごとに3件まで類似経験を様式 4-5(その3)に記載していただきます。</p> <p>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P7(3)業務従事者予定者の経験・能力 2)評価業務従事者予定者の経歴 シ)」をご参照ください。</p>
4	P.6 (6)見積書 2)別見積り c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの	<p>以下に挙げる COVID-19 対策費は、「別見積り」としてプロポーザル時(契約時)からプロジェクトの経費として見積書に参入するのでしょうか。</p> <p>それとも、プロジェクトの経費とは別途、プロジェクトを進めながら「打合簿」を交わし、支出が生じたものについて、精算時に精算金額に含め、実費精算するのでしょうか。</p> <p>&lt;COVID-19 対策費の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 渡航前 PCR 検査費及び検査機関までの往復交通費</li> <li>(2) キルギス到着後の隔離期間のホテル代(宿泊費)</li> </ul>	<p>企画競争説明書 P6 「8 プロポーザル等の提出 (6) 見積書 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費」にあるとおり、プロポーザル提出時は見積書には計上せず、契約交渉の段階で確認し、必要な関連経費を計上ください。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 帰国後の自主隔離先までの交通費(ハイヤー代)</li> <li>(4) 帰国後の自主隔離期間のホテル代(宿泊費)</li> <li>(5) 自主隔離期間を短縮するための PCR 検査費及び検査機関までの往復交通費(ハイヤー代)、他</li> </ul>	
5	P.21 (11)日本の関連事業との連携	<p>帝京大学文化財研究所との連携に当たって費用が生じることが想定される以下の項目については、プロジェクトの経費(契約金額)から支払い等は生じないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;連携に当たって費用が生じる項目の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報告書等の確認・コメント依頼</li> <li>(2) 各種検討会等への出席(対面)に要する費用(日当、宿泊費、交通費、謝金、等)</li> <li>(3) 各種オンライン会議等の出席に要する費用(謝金、等)、他</li> </ul>	帝京大学文化財研究所との連携において、プロジェクト経費からの支払いは生じません。
6	P.32 2 業務量の目途と業務従事者の構成	<p>キルギス到着後の隔離期間については、公示の業務量(人月)である合計約87.11人月に含まれるのでしょうか。</p>	<p>隔離期間については公示の業務量(人月)には含まれておりません。</p> <p>なお、契約交渉の結果、隔離期間中に業務を実施いただく場合は、人月を追加計上する可能性もあります。</p>
7	6 ページ (6) 見積書 2) 29 ページ (23) 広報活動	<p>企画競争説明書の 29 ページに「受注者は、広報活動の全体方針、具体的な活動内容、使用媒体・言語等の計画について、現時点で想定する内容をプロポーザルで提案すること。経費については別見積りとする。」という注がありますが、これは企画競争説明書 6 ページ (6) 見積書 2) に書かれている別見積項目に含まれると考えてよろしいです</p>	<p>企画競争説明書 P29(注釈 3)の広報費用に関する記載を修正させていただきます。広報費に係る費用は全て本見積りに含めてください。</p>

		か？	
8	6 ページ (6) 見積書 2)	「ステークホルダー協議に係る経費」が別見積となっていますが、これは企画競争説明書 26 ページの (21) 環境社会配慮に関する調査に書かれている戦略的環境アセスメントの中のステークホルダー協議という理解でよろしいでしょうか。 17 ページの (3) 調査項目に異なる文脈での「ステークホルダー」が出てきているので、念のため確認させてください。	「ステークホルダー協議に係る経費」は、企画競争説明書 P17 (3)、P26 (21) に記載のステークホルダー協議の双方を包含したものを指しております。
9	23 ページ (5) パイロット・プロジェクトの活動内容および事業対象地域の選定	パイロット・プロジェクトの事業対象地域については、「キルギス国チュイ州世界遺産を活用した地域開発・観光促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書」の 22 ページに「パイロット・プロジェクトは、アク・ベシム、文化遺産サイトとアイル・アイマック (村) とする。」とあり、基本合意文書 (RD) 案の Main Points Discussed には「The project sites for the pilot projects will be designed around the World Cultural Heritage sites, especially Ak-Beshim site.」と書かれています。 企画競争説明書 23 ページの (5) はこの条件の中のもとの事業対象地域の選定ということになるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	23 ページ (6) パイロット・プロジェクトの活動計画 (案) の作成 4)  33 ページ 5 現地再委託	企画競争説明書では、パイロット・プロジェクトにおける環境社会配慮作業について、23 ページに「キルギス国内およびチュイ州の法制度及び発注者の環境社会配慮ガイドラインに準拠した計画とすること。」、及び「パイロット・プロジェクトを世界遺産指定地域で実施する際には、上記キルギス国内の法制度と合わせて UNESCO 世界遺産条約についても遵守すること。」と説明されています。また、企画競争説明書 33 ページの 5. 現地再委託では、「ベースライン調査」、「エンドライン調	パイロット・プロジェクトの内容は第一期にて確定されるため、遺産影響評価が必要となった場合は第二期契約に含めさせていただきます。また、現地再委託を認めますが、その際の費用については企画競争説明書 P6 に記載のとおり定額経費となるため、別見積にて計上する必要はありません。

		<p>査」を再委託することを可とする、とあります。</p> <p>一方、「キルギス国チュイ州世界遺産を活用した地域開発・観光促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書」では、パイロット・プロジェクトの内容により現地での確認を要しますが、環境影響評価及び ICOMOS 推奨の遺産影響評価が求められています。よって、これらの作業についても、現地再委託を含め経費の見積を提案することは可能でしょうか。あるいは、調査開始後にこれらの要否を確認し、必要となった時点で再委託等の経費を見積ることになるのでしょうか。競争の公平性の観点から、再委託に含めて良い調査項目の範囲を明確にいただけますでしょうか。</p> <p>また、現地再委託を含め経費の見積を提案することは可能ということであれば、見積りに計上するものなのでしょうか、別見積りに計上するものなのでしょうか？</p>	
11	<p>23 ページ  (3) 第一回セミナーの開催  24 ページ  (9) 第二回セミナーの開催  25 ページ  (14) 第三回セミナーの開催  (17) 第四回セミナーの開催</p>	<p>企画競争説明書では、4 回のセミナーの開催が予定されています。これらは開催場所や想定参加人数も異なり、会場の借上げが必要な場合とカウンターパート機関のオフィス内の会議室で開催できるものが混在しているものと想定します。他方 RD (案) におけるキルギス側のインプットとして、ミーティングのコストとスペースとありますが、セミナー開催関連経費として、見積計上が必要かどうか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>ミーティングコストおよびスペースに関しては、キルギス側のインプットとなっておりますが、開催時期などによりカウンターパート側での対応が困難となる場合も想定して、本見積りに含め提案ください。</p>
12	<p>23 ページ  (3) 第一回セミナーの開催  24 ページ  (9) 第二回セミナーの開催  25 ページ  (14) 第三回セミナーの開催  (17) 第四回セミナーの開催</p>	<p>セミナー開催の際に、パイロット・プロジェクトに関わるコミュニティや地方政府の代表が、セミナー開催場所によって出張する機会が生じるものと思われま。カウンターパート以外の日当・宿泊などの費用について、見積の計上の必要はありますか？見積が必要な場合には、キルギスにおける日当・宿泊費用の目安をご教示いただければ幸いです。</p>	<p>パイロット・プロジェクトに係る経費は全て定額で計上されるため、追加での計上は不要です。</p>

13	25 ページ (16) チュイ州持続可能観光開発マスタープラン（最終版）を紹介するための媒体の作成	ここでは「関係者が一体感を醸成できるようなチュイ州持続可能観光開発マスタープラン（最終版）を紹介するための媒体」「チュイ州他地域及び周辺国へ紹介することを目的とした媒体」の2種類の媒体を作成することになっていますが、その使用言語などは提案者側で想定してもよろしいでしょうか（例えば、1 媒体につき複数言語で作成することも含めて）？ また、これら媒体作成の見積は別見積でよろしいでしょうか	ロシア語若しくはキルギス語での作成を想定しています。これら媒体作成の経費は本見積に含めてください。
14	29 ページ (1)報告書等	報告書は和文と英文で作成することとなっておりますが、ロシア語の報告書の作成はないでしょうか。もし、ロシア語版の作成を行うということであれば、必要なものをご指示いただけますか（報告書要約やプレゼンテーション資料なども含めてご指示いただければと思います）。	P29 第8条に記載の報告書のうち、英文提出が求められている資料に関しては、ロシア語での作成もお願いします。
15	P.6 (6) 2) 別見積	P.29 に広報活動に係る経費は別見積と指定されているが、P.6 の中には入っていないが、別見積としてよいか。	企画競争説明書 P29(注釈3)の広報費用に関する記載を修正させていただきます。広報費用に係る費用は全て本見積に含めてください。
16	P.6 (6) 4) 外貨交換レート	現在示されている 2021 年 10 月レートから変動が予想されるが、変動が大きい場合は契約交渉において適正なレートで再計算が可能か。	不可です。
17	P.21 (10) 事業の期分け	「コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルで提案することを可とする」とあるが、P.32 に示される業務量の目途を変更することも可か。	全体業務量(約 87.11 人月)は変更不可ですが、第 1、2 期間での調整は可能です。ただし、変更後の人月にて、P21.「第7条 業務の内容」記載の第1、2期の各業務を実施いただくことを前提としています。 仮に第1、2期間の業務量を調整される場合は、本事業においてパイロット・プロジェクト実施が重要事項であることをご留意ください。

18	P.22 ベースライン調査の実施	ターゲットは世界遺産のある地域中心とあります。チュイ州全体の観光マスタープランを検討するにあたってベースライン・エンドライン調査は、世界遺産のある村以外のチュイ州の観光のポテンシャルのある地域についても実施するのでしょうか。	ベースライン・エンドライン調査に関しても、世界遺産のある村以外を含めて実施ください。
19	P.33 5 現地再委託	「ベースライン調査」と「エンドライン調査」以外に現地再委託の提案は可か。 パイロット・プロジェクト、広報活動、環境社会配慮、等の一部は可能か？	「ベースライン調査」および「エンドライン調査」のみ現地再委託が可能です。
20	P.22 ベースライン調査の実施	A)から T)までの調査の方法について提案するにあたって、前項(質問18)で質問する調査地点や、各項目の調査数量の想定によって大きく調査コストが変動するが、別見積りのほうが適当ではないか。	「ベースライン調査」項目については、企画競争説明書に記載のとおり、観光政策立案で必要と考えられる基本項目を網羅しているので、これを参考にして、別見積りではなく、本見積りに含めて提案ください。
R/D署名 に関して	・キルギス政府機関との R/D 締結は、11 月中を予定しております。		

以上